

札幌社保協 FAXニュース

2012年 7月 4日(水)
社保協事務局 発行
Tel823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期
高齢者110番は
7/26(木)です

国保・介護
110番

低所得者に重い保険料 収入も減り払えない



6/28は全市一斉の国保・介護・後期高齢者医療110番相談会が行われました。28日以前に各区で開催した相談会を含めると104人の相談がありました。前年の相談に比べると少し減っていますが、困っている人が減っている訳ではなく、年金天引きなどの世帯が増えていることも原因です。7月以降も相談が続くことが予想されます。

連日区役所前宣伝もした一白石区110番相談会

白石区の社保協と110番連絡会は団体同士で相談しながら取り組みを進め、6/25・28と2回の相談会を開き、のべ15人が相談に来ました。納付書が送付された以降は、連日区役所前で相談会案内のピラマキも行いました。

- ◆【女性63歳】収入は遺族年金138万円のみ。最低保険料で減免にはならないが、12回分割納付にした。H21・22年度の保険料滞納分は支払い余力が無いことを主張し、現年度分の完納を約束して21・22年度分は消滅の方向に。2年前の保険料の時効が確認された。
- ◆【女性50歳代】110番のピラを見て相談会に。ダブルワークで深夜1時過ぎまで働く。以前は残業代で生活を何とか維持していたが、今はゼロになり交通費も1日90円しか出ず持ち出し状態。保険料が払いきれないと相談。20%の所得減を見込み、12回分割納付にした。また所得税の還付申請と住民税の減額手続きを行うことにした。
- ◆【女性63歳】街頭宣伝で対話し、相談会に来場。介護保険分が上がり納得いかないと相談。年金120万円の収入で生活保護基準以下である。減額にはならないが低所得者の負担が重すぎると、区役所の担当に本人の思いを話してもらった。口座引き去りをやめて分割納付も検討する。

手稲区一分納についての市との合意書を見せ、分納を認めさせる

- 【男性53歳】無収入だが税金未申告のため、基本料金で請求された。7割軽減になったがそれでも払いきれないため、1000円ずつの分納にしたいと申し出た。区側が「収入の見込みなく分納は認めない」と主張するため、市と道生連の「団体減免申請と団体納付についての合意書」を見せた所「対応が悪かった」と謝り、分割支払いを了承。

西区－1期でも滞納があれば財産調査を行うと脅す

- 【中部民商・西区の美装業者】過去の未納はなく、今までは期別納付で完納していたが、今年に入って、3月の仕事(200万円の売り上げ)の代金が元請けからもらえず、4月以降も仕事が大きく減少したため、仮減免申請を兼ねて相談に行った。最初窓口で対応した担当者は「1～6月までの収支状況を持ってこない、分納に応じられない」「分納しても1期分の滞納が発生するため、財産調査を行う」という説明に終始するのみ。減免申請も来年1月に来ないと対応できないと言うので、自営業者の確定申告は3月15日であり、税務署の受付も2月中旬からスタートする。給与所得者のように来る事は制度上出来ない、旨を伝えたが要領を得ていない様子だった。その後、別な担当者が対応したが、あくまでも財産調査を行うと強調したため、相談者も12月まで期別納付を行い、来年1月に再度相談に来る事になった。

窓口で対応した担当者は、自営業者の実態や状況をふまえておらず、他の給与所得者と同じ対応しかしていない。相談は窓口担当者任せになっており、課長・係長は出てこない。分割納付約束をしても、期毎の滞納があれば財産調査をすると明言。過去の滞納がない人に対しても同様の説明を繰り返すため、個々人の事情をふまえての相談になっていない。

7月も引き続き相談活動を強めましょう!